

# 金融商品取引法及び 証券取引等監視委員会の活動状況

証券取引等監視委員会委員  
浜田 康

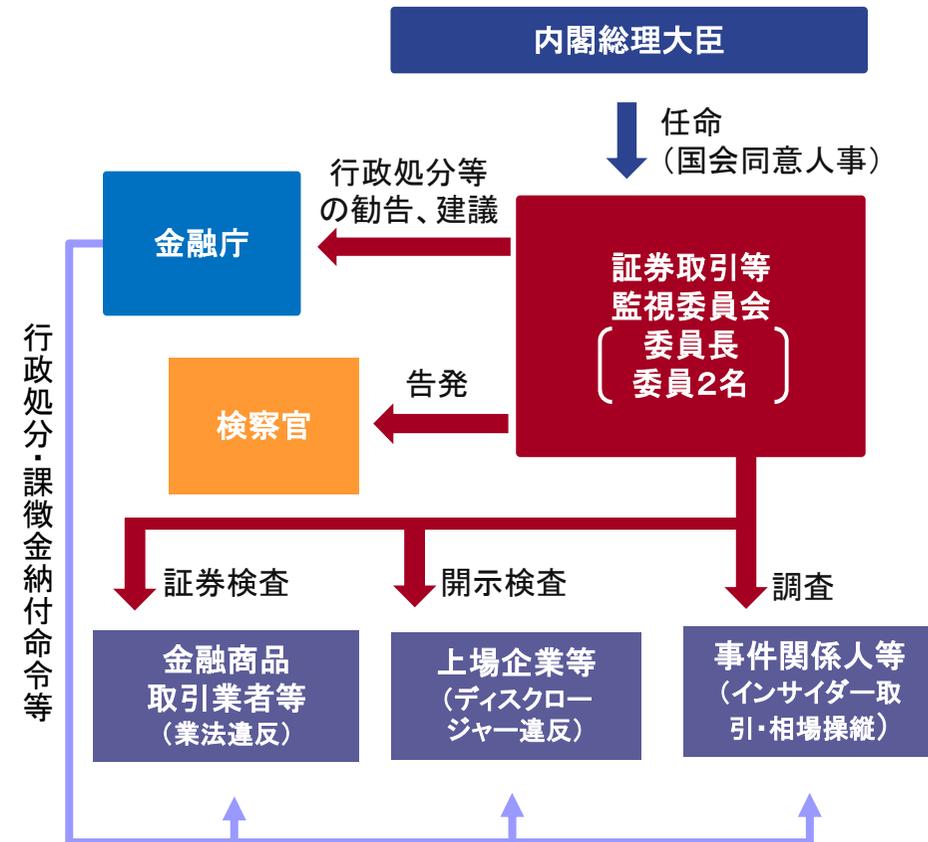
# 目 次

<b>I 証券取引等監視委員会とは</b>	<b>頁</b>
1 監視業務の概要	2
2 証券取引等監視委員会の業務	4
3 理念(第9期中期活動方針)	5
<b>II 金融商品取引法の概要</b>	
1~3 目的、構成、構築の経緯	6
4 開示	9
5 金融商品取引業者等	10
6 証券市場の公正性確保のための当事者	12
7 金融商品取引に係わる機構	15
8 不公正取引防止のための規制	16
9~11 課徴金制度、禁止・停止命令、罰則	17
<b>III 証券取引等監視委員会の活動状況</b>	
1~4 発足の経緯、組織、業務、活動の概要	21
5 勧告・告発実施件数	26
6 証券検査	27
7 不公正取引に係る調査	33
8 開示規則違反	48
9 不公正ファイナンス	53

# I 証券取引等監視委員会とは

## 1 監視業務の概要

- ◆ 証券監視委は、委員長及び委員2名で構成される合議制の機関として金融庁に設置(平成4年発足)。
- ◆ 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使(任期3年)。
- ◆ 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動。
  - インサイダー取引・相場操縦等の不公正取引に対する調査
  - 上場会社のディスクロージャー違反に対する開示検査
  - 金融商品取引業者の不正行為に対する証券検査
  - 上記の調査・検査結果を踏まえた課徴金納付命令・行政処分の勧告や刑事告発を実施 等



## (参考) 在職公認会計士数



職場風景

市場分析審査課	2名
証券検査課	3名
開示検査課	10名
特別調査課	6名
計	21名

(29.12現在)

## 2 監視委の業務(取組事案例)

### 過去最高の課徴金事例

課徴金額：73億7,350万円

(経費計上の翌期以降への繰り延べ継続開示書類に対し計1億7,350万円、発行開示書類に対し計72億円)

有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告を行った事例。

一部の工事進行基準適用案件において、工事損失引当金の過少計上及び売上の過大計上を行ったほか、映像事業、パソコン事業及び半導体事業等の一部において、売上原価の過少計上、費用の過少計上などを行った。

### 3 理念(第9期中期活動方針)

～四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ～

#### 証券監視委の使命

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

#### 証券監視委が目指す公正・透明な市場の姿

全ての市場利用者がルールを守り、誰からも信頼される市場

<主な構成要素>

1. 上場企業等による適正なディスクロージャー
2. 市場仲介者による投資家のための公正・中立な行動
3. 全ての市場利用者による自己規律
4. プロフェッショナルな監視メカニズム

#### 証券監視委における価値観

<p>公正性 (公正・中立な視点)</p>	<p>説明責任 (全体像・根本原因の把握 及びその対外的発信)</p>	<p>将来を見据えたフワード・ ルッキングな視点 (不正行為の予兆を早期に発見)</p>	<p>実効性及び効率性 (資源の効果的な活用)</p>	<p>協働 (自主規制機関、海外・国内 当局等との緊密な連携)</p>	<p>最高水準の追求 (監視のプロとして最高 水準を目指す)</p>
---------------------------	---	--	---------------------------------	---	--

## Ⅱ 金融商品取引法の概要

### 1 目的(第1条)

この法律は、①企業内容等の開示の制度を整備するとともに、  
②金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、③金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、

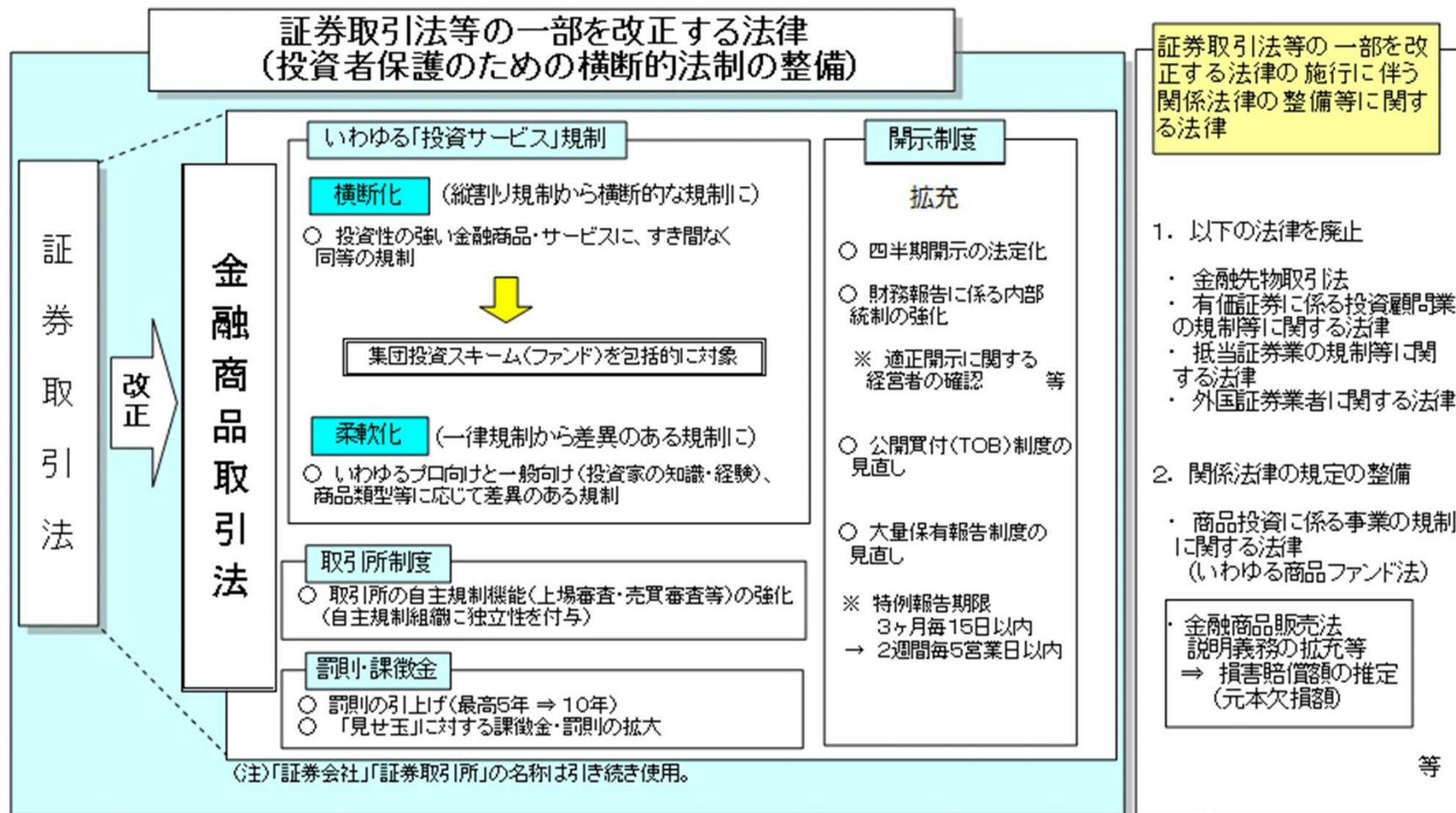
(1)有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、  
有価証券の流通を円滑にするほか、(2)資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、

もつて(Ⅰ)国民経済の健全な発展及び(Ⅱ)投資者の保護に資  
することを目的とする。

## 2 構成

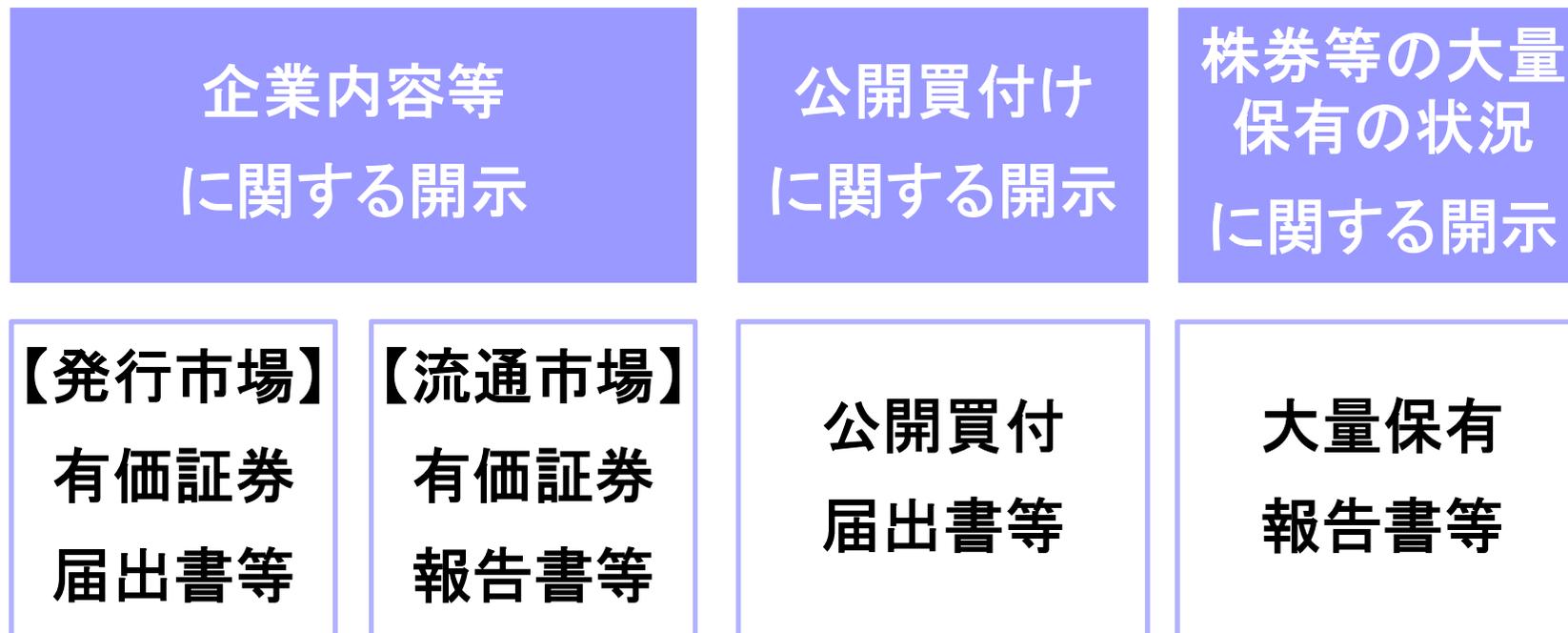
主な章	章名(規定内容)
第1章	総則 (目的・定義等)
第2章	企業内容等の開示
第3章	金融商品取引業者等
第4章	金融商品取引業協会
第5章	金融商品取引所
第6章	有価証券の取引等に関する規制
第7章	雑則 (裁判所の禁止・停止命令等)
第8章	罰則
第9章	犯則事件の調査等

### 3 構築の経緯



## 4 開示制度

### 主な法定開示書類



IFRS任意適用(予定)企業数は156社(昨年比+36社)、  
全上場企業時価総額の24.7%(H29年6月時点)

## 5 金融商品取引業者等(1/2)

### 業務内容に応じた参入規制設置による業規制の柔軟化

金融商品取引業	<b>第一種金融商品取引業</b> 流動性の高い有価証券の販売・勧誘、顧客資産の管理 等 (証券会社、FX業者)
	<b>投資運用業</b> 投資運用(投資信託委託、投資法人資産運用、投資一任業者)
	<b>第二種金融商品取引業</b> 流動性の低い有価証券の販売・勧誘など(ファンドの自己募集等)
	<b>投資助言・代理業</b> 投資助言など(投資顧問業)

※その他主な規制対象(監視委検査対象)

登録金融機関、適格機関投資家等特例業者 金融商品仲介業者 信用格付業者

## 5 金融商品取引業者等(2/2)

### 金融商品取引業者に対する規制の整備

- 登録規制(全金融商品取引業者共通)
  - ・登録取消処分からの経過年数(5年)
  - ・人的構成に関する規制 等
- 行為規制
  - ・契約締結前、締結時の書面交付義務
  - ・各種禁止行為(虚偽告知 等)
  - ・適合性の原則 等
- 開示規制

## 6 証券市場の公正性確保のための当事者(1/3)

- 証券市場の公正性確保の役割は、証券取引等監視委員会、金融庁のみが担っているわけではない。
- むしろ、公正な証券市場確保のために、関係者、当事者がそれぞれの規律確保を果たす事が不可欠。

### 《関係者・当事者》

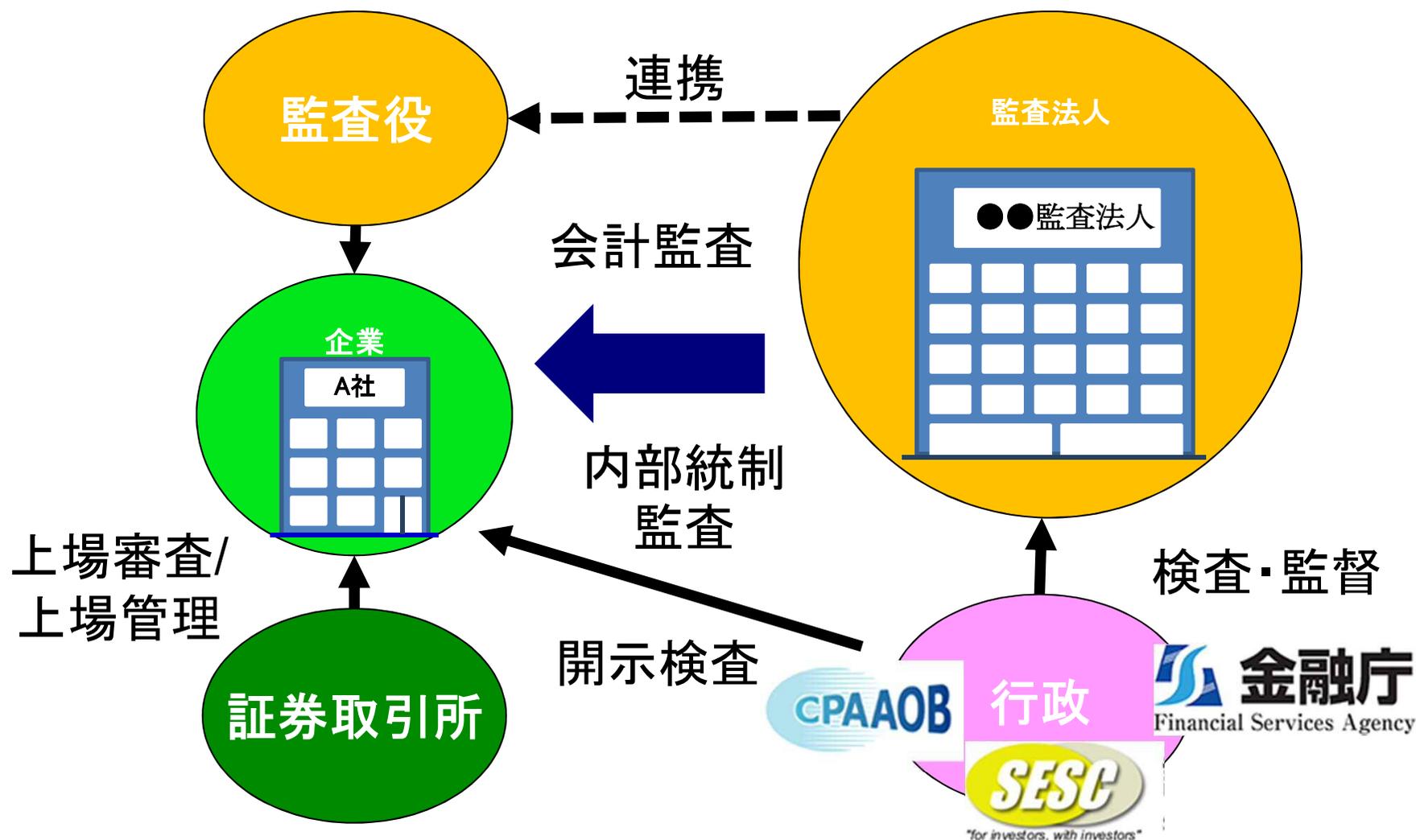


etc...

## 6 証券市場の公正性確保のための当事者(2/3)



## 6 証券市場の公正性確保のための当事者(3/3)



## 7 金融商品取引にかかわる機構

金融商品取引業協会	日本証券業協会（認可） （一社）投資信託協会（認定） （一社）日本投資顧問業協会（認定） 等
金融商品取引所	日本取引所グループ 名古屋証券取引所（含むセントレックス） 札幌証券取引所（含むアンビシャス） 等
その他の機関	証券金融会社（※） 投資者保護基金 指定紛争解決機関 等

※証券会社を通じてその顧客に信用（金銭、株）を供出

## 8 不公正取引防止のための規制

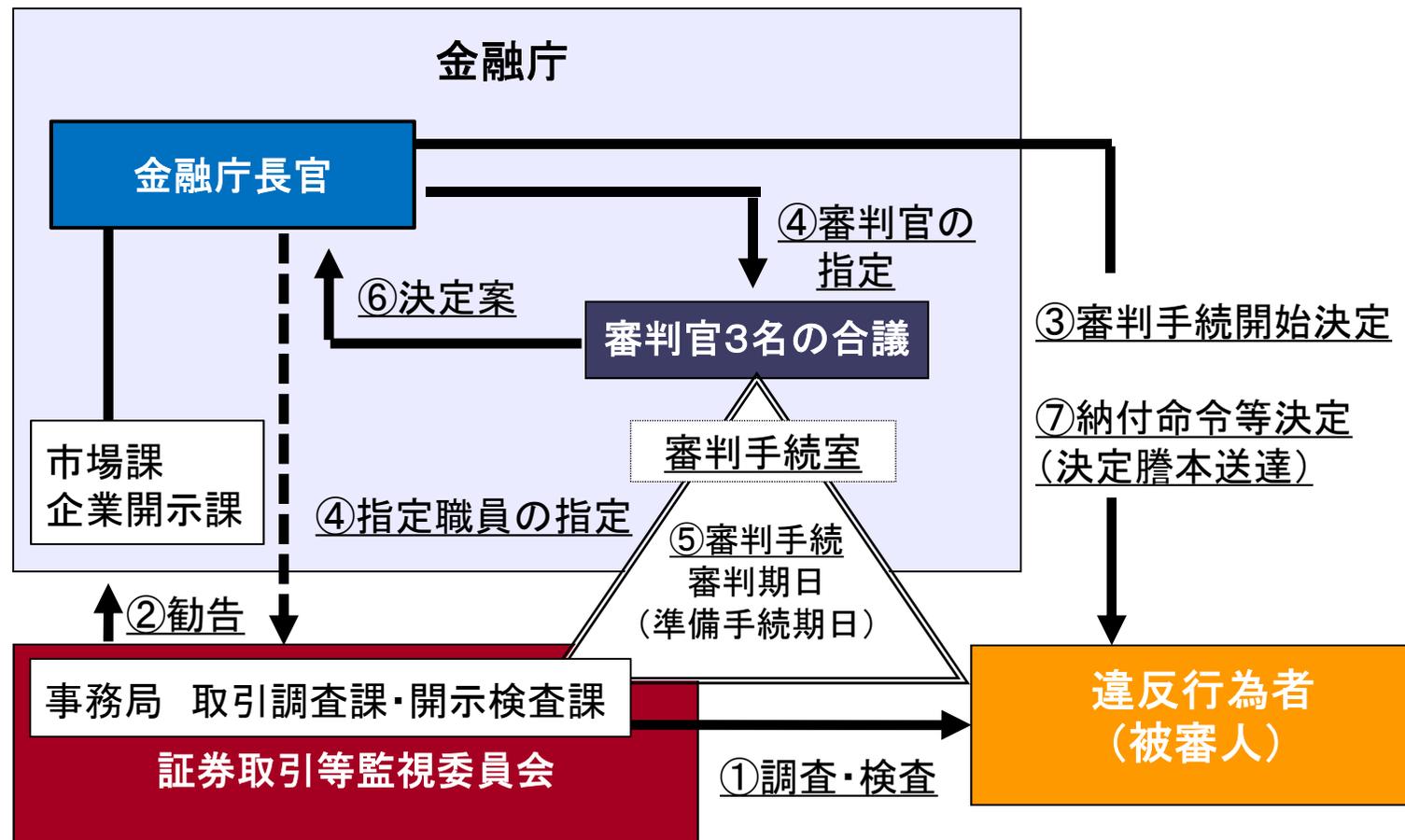
- 不正行為の禁止(157条)
- 風説の流布、偽計等の禁止(158条)
- 相場操縦行為等の禁止(159条)
- インサイダー取引の禁止(166条、167条)
- 情報伝達・取引推奨行為の禁止(167条の2) 等

## 9 課徴金制度(1/2)

- ▶ 制度の目的
  - 違反行為の抑止及び金商法規制の実効性確保
- ▶ 制度の性格
  - 違反者に対して経済的利得相当額を水準とする金銭的な負担を課す制度(行政上の措置)
  - 機動的な対応が可能な事後規制
- ▶ 対象となる主な行為
  - 有価証券届出書・有価証券報告書の虚偽記載、不提出
  - インサイダー取引・相場操縦 等

## 9 課徴金制度(2/2)

### ➤ 納付命令発出までの流れ



## 10 裁判所の禁止又は停止命令

### ➤ 概要

行政処分だけでは対応できない金商法違反行為の禁止又は停止を行うために必要な規定(裁判所が緊急差止命令発令)

### ➤ 主要要件(192条第1項)

- ①緊急の必要がある
- ②公益及び投資者保護のため必要かつ適当

### ➤ 差し止め対象行為

金商法又は金商法に基づく命令に違反する行為  
(将来の行為を含む)

※証券会社に限らず「何人も」差止命令の相手方となり得る

## 11 罰則

### ➤ 主な罰則(刑事罰)

- ・開示書類における虚偽記載や相場操縦行為

  - 10年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金又はその併科

- ・インサイダー取引

  - 5年以下の懲役もしくは5百万円以下の罰金又はその併科

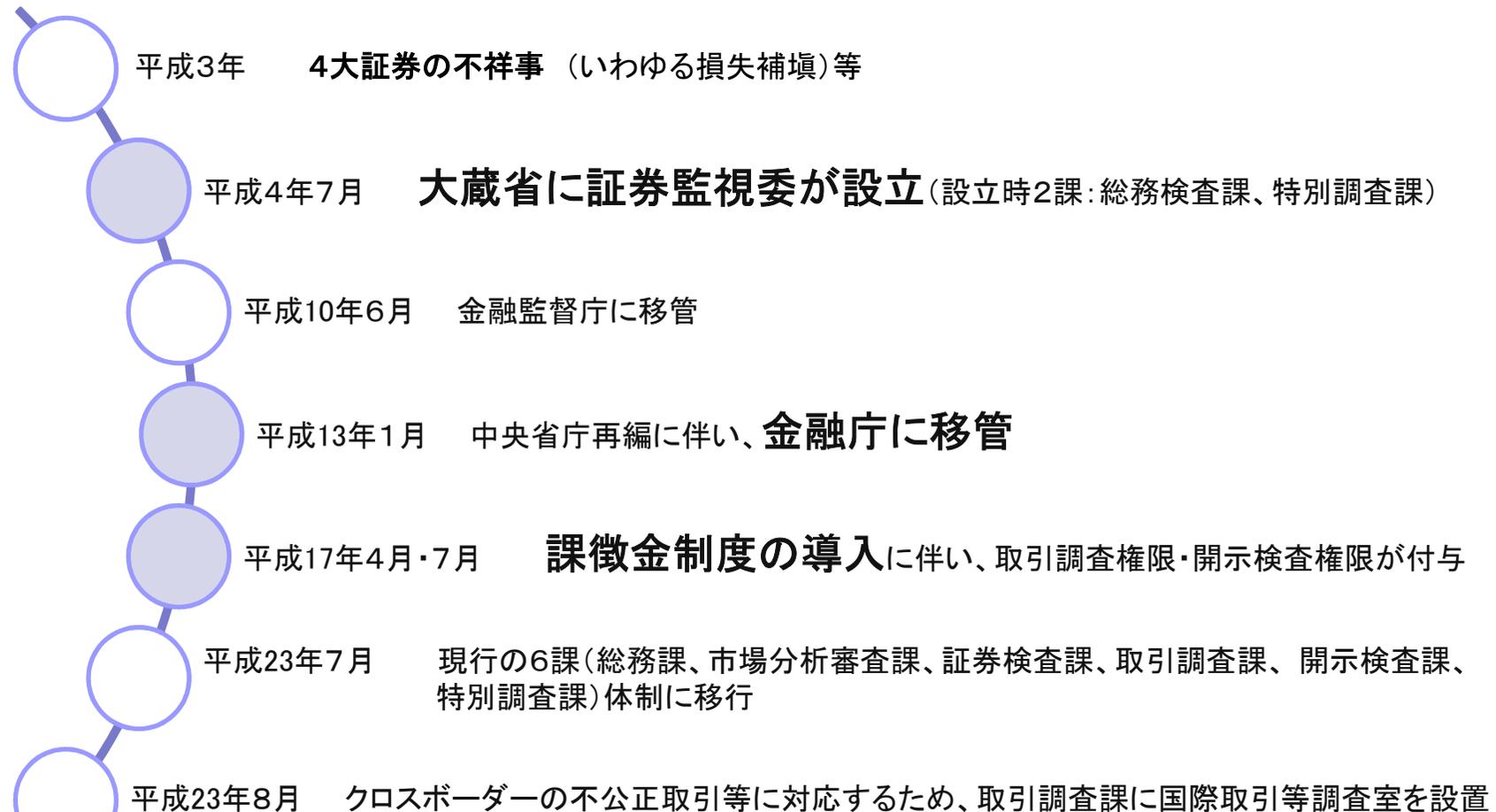
### ➤ 目的

安心して参加できる金融・資本市場の維持

⇒悪質な違反者には厳正な対応

# Ⅲ 証券取引等監視委員会の活動状況

## 1 証券取引等監視委員会発足の経緯



## 2 組織

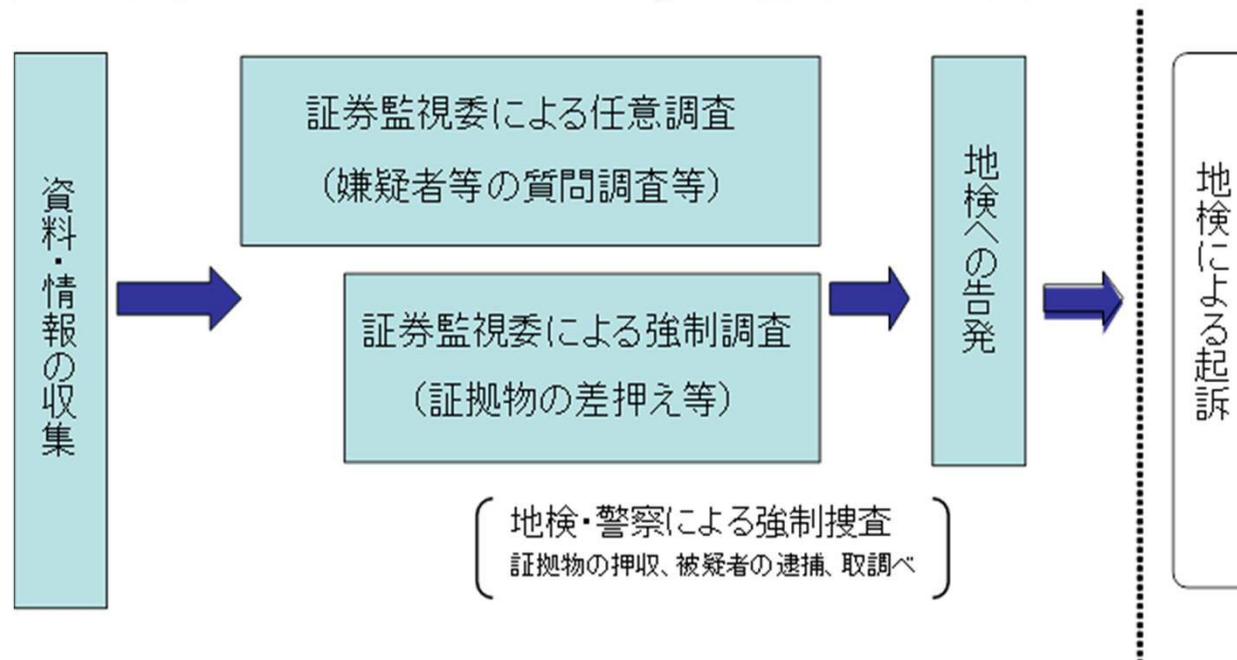


全合計職員数:748名(うち証券監視委406名)  
※平成29年度定員

### 3 業務(1/2)

#### ➤ 権限

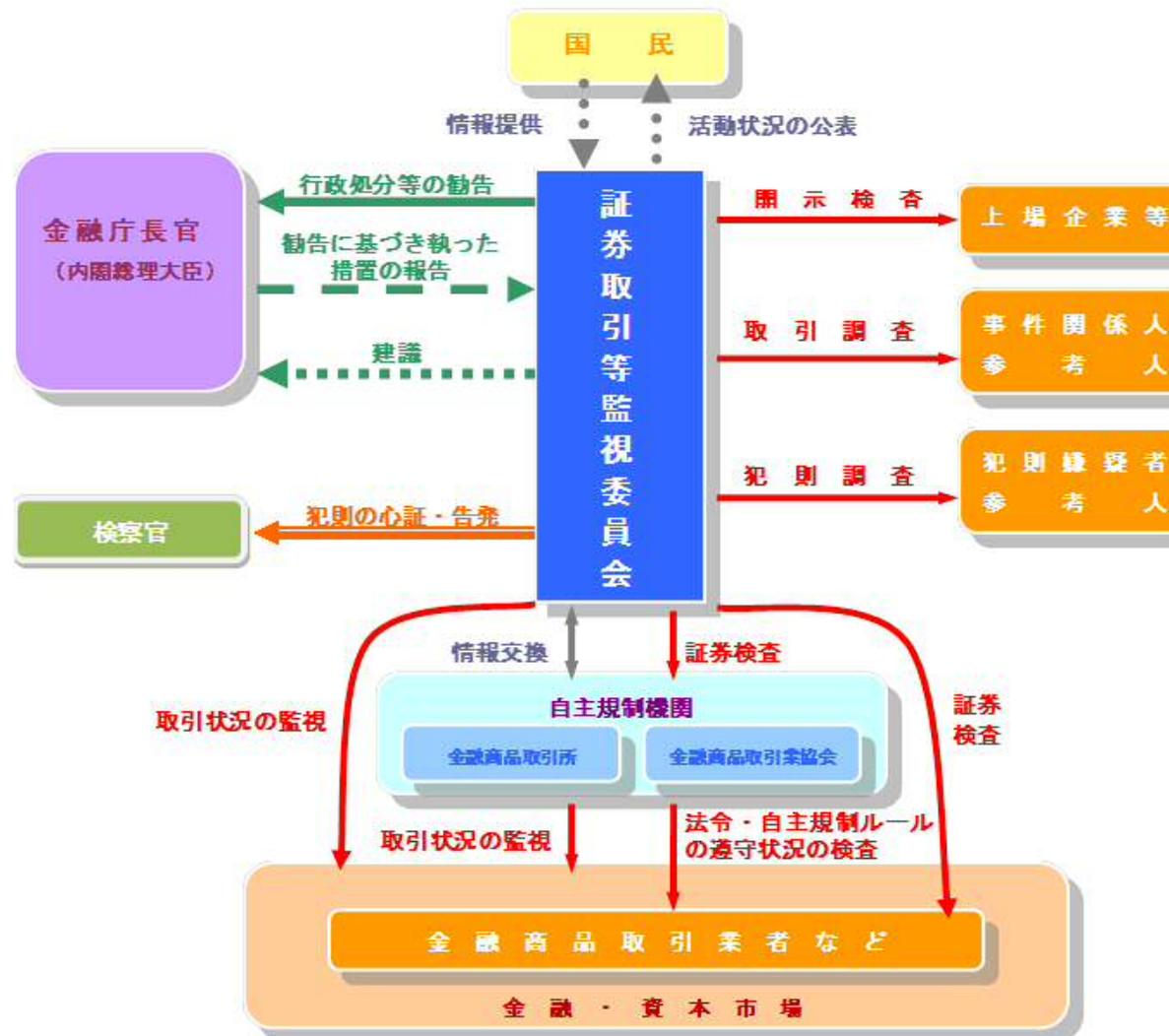
- ・金商法による内閣総理大臣の権限の一部  
(検査及び報告・資料の聴取等)
- ・犯則調査における任意・強制調査権限



### 3 業務(2/2)

- ▶ 犯則事件・課徴金事件の調査
  - ・虚偽記載 ・インサイダー取引
  - ・相場操縦 ・風説の流布、偽計
  - ・虚偽表示と偽計の双方に関わる事案(不公正ファイナンス等) 等
- ▶ 証券検査
  - ・金融商品取引業者等の業務や財産の状況に関する検査
  - ・無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て
- ▶ その他
  - ・建議 ・市場参加者や投資者への情報発信等の取組み

## 4 活動の概要



## 5 勧告・告発実施件数

区 分 \ 年 度	26	27	28
勧 告	66	59	91
証券検査結果等に基づく勧告	16	18	35
課徴金納付命令勧告	50	41	56
開示書類の虚偽記載等事案	8	6	5
相場操縦事案	11	12	8
インサイダー取引事案	31	22	43
偽計事案	0	1	0
犯則事件の告発	6	8	7
開示書類の虚偽記載等事案	2	3	0
風説の流布・偽計事案	1	2	2
相場操縦事案	2	1	3
インサイダー取引事案	1	2	2

## 6 証券検査(1/6)

### 証券検査をめぐる環境

- ▶ 数次にわたる制度改正による検査対象の増加と多様化
- ▶ 金融商品取引業者等が関与する商品・取引の多様化・複雑化
- ▶ 世界的金融危機の経験を踏まえた金融グループ
- ▶ 全体の状況を把握する取組みの進展
- ▶ 取引のインフラをなすITシステムの信頼性の確保

## 6 証券検査(2/6)

### 証券検査実施状況

検査対象数は、平成29年3月末時点

業務の種類等	年度			検査対象数
	26	27	28	
第一種金融商品取引業者	77	61	16	286
登録金融機関(銀行等)	1	1	0	1,054
投資運用業者 (投信会社・投資一任業者等)	15	7	4	354
第二種金融商品取引業者	72	32	9	1,159
投資助言・代理業者	42	28	8	988
適格機関投資家等特例業務届出者	31	30	20	2,764
その他	28	26	4	962
合計	266	185	61	7,567

## 6 証券検査(3/6)

### 証券検査に基づく勧告(勧告理由の例1)

#### ➤ 第一種金融商品取引業者

- ・診療報酬債権等を裏付けとする社債の販売に係る虚偽告知
- ・売買審査態勢の不備
- ・適格機関投資家としての出資と評価し得ない出資

#### ➤ 第二種金融商品取引業者

- ・顧客に必要な情報の不適切な通知
- ・ファンドの取得勧誘にかかる重要な事項に関する誤解表示

## 6 証券検査(4/6)

### 証券検査に基づく勧告(勧告理由の例2)

#### ➤ 投資運用業者

- ・投資一任契約の締結等に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめる表示
- ・顧客出資金の目的外運用及び流用
- ・年金基金関係者に対する特別の利益提供

#### ➤ 投資助言・代理業者

- ・無登録で投資運用業(投資一任業)を行っている状況
- ・上場会社による有価証券届出書の虚偽記載への加担

## 6 証券検査(5/6)

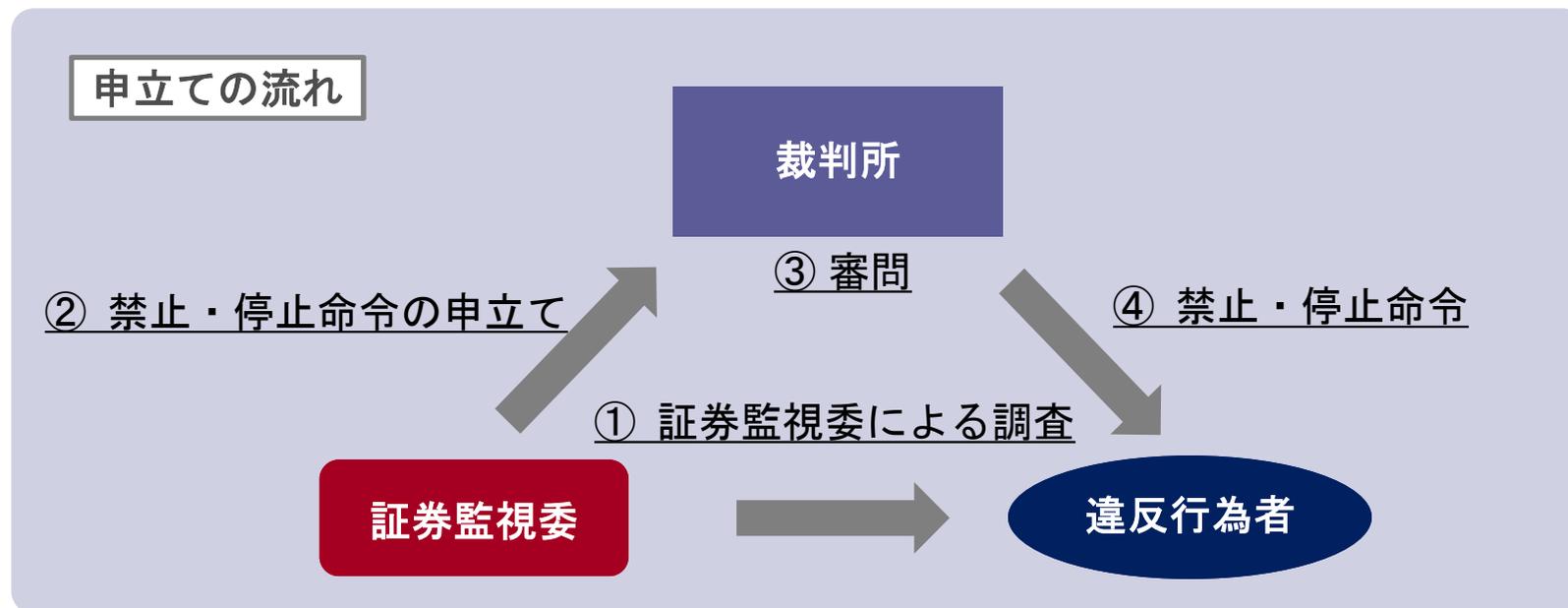
### 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査

- 平成27年改正法施行前
  - ・ 金商法上適用される行為規制は、虚偽告知の禁止(38条第1号)、損失補填の禁止(39条)のみ
  - ・ 行政処分(登録取消・業務改善命令等)を発する権限が無い  
ため、検査結果の公表等により、投資者へ注意喚起  
※検査対象事業者の半数以上に問題有
- 平成27年改正法施行後(平成28年3月1日以降)
  - ・ 届出者の要件整備、行為規制の拡充
  - ・ 問題事業者へは行政対応(業務改善・停止・廃止命令、罰則の強化等)
  - ・ 出資者の範囲限定

## 6 証券検査(6/6)

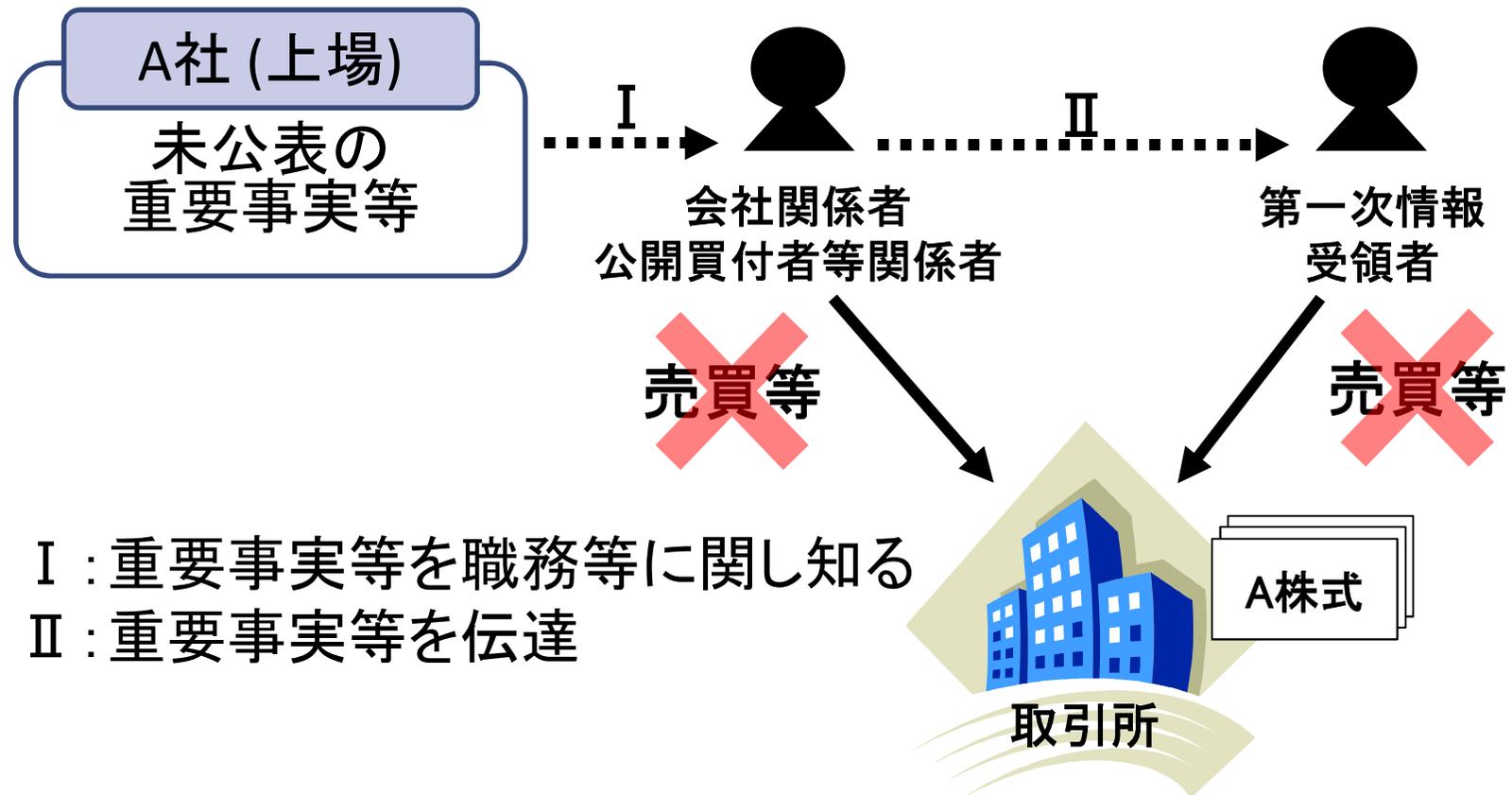
### 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等

- 平成20年の法改正により、申立権者に監視委員会追加
- 申立て件数 : 26年度6件 27年度3件 28年度1件



## 7 不公正取引に係る調査(1/15)

### ① インサイダー取引規制(166条、167条)



## 7 不公正取引に係る調査(2/15)

### ② 情報伝達・取引推奨規制(167条の2)



## 7 不公正取引に係る調査(3/15)

### インサイダー取引の最近の傾向

#### 重要事実等の状況

年 度	26	27	28
新株等発行	1	1	8
自己株式取得	0	0	2
株式分割	1	1	0
新製品または新技術の企業化	1	0	0
業務提携・解消	0	4	15
子会社異動を伴う株式譲渡等	2	0	0
損害の発生	0	4	0
業績予想等の修正	4	8	8
バスケット条項	0	3	1
子会社に関する事実	0	1	1
公開買付け等事実	22	4	10
年度別計（インサイダー取引）	31	22	43

※件数は、インサイダー取引に係る課徴金納付命令対象者ベースで計上。

※複数の重要事実等を知ってインサイダー取引を行った場合、それぞれに重複計上。そのため、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない場合がある。

#### 情報伝達者の属性

年 度	26	27	28
会社関係者(166条)	4	10	13
発行会社役員（1項1号）	2	6	6
発行会社社員（1項1号）	1	2	1
契約締結者等（1項4号・5号）	1	2	6
公開買付者等関係者(167条)	20	3	7
買付者役員（1項1号）	3	0	0
買付者社員（1項1号）	0	0	0
買付者との契約締結者等（1項4号・5号・6号）	17	3	7
うち 買付対象者役員等（1項5号）	10	0	2

※件数は、インサイダー取引に係る課徴金納付命令対象者ベースで計上。

## 7 不公正取引に係る調査(4/15)

### インサイダー取引規制の趣旨

証券市場の公正性と健全性に対する投資家の信頼確保

### インサイダー取引規制の主な経緯

H元.4	インサイダー取引規制の導入
H17.4	課徴金制度の導入
H20.12	課徴金制度の見直し(課徴金額引上げ)
H26.4	改正法施行(←公募増資インサイダーに関する議論) インサイダー取引規制の強化(課徴金額引上げ等) 企業実務等を踏まえた規制適用除外範囲見直し 等
H27.9	内閣府令及び金商法ガイドラインの改正 (インサイダー取引規制適用除外範囲の見直し)

## 7 不公正取引に係る調査(5/15)

### インサイダー取引規制に違反した者に対する罰則等

<b>課徴金 (※1)</b>	違反行為によって得た経済的利益相当額(※2)
<b>刑事罰</b>	5年以下の懲役 若しくは 5百万円以下の罰金又はその併科  違反行為によって得た財産の没収・追徴  5億円以下の罰金(法人の場合)

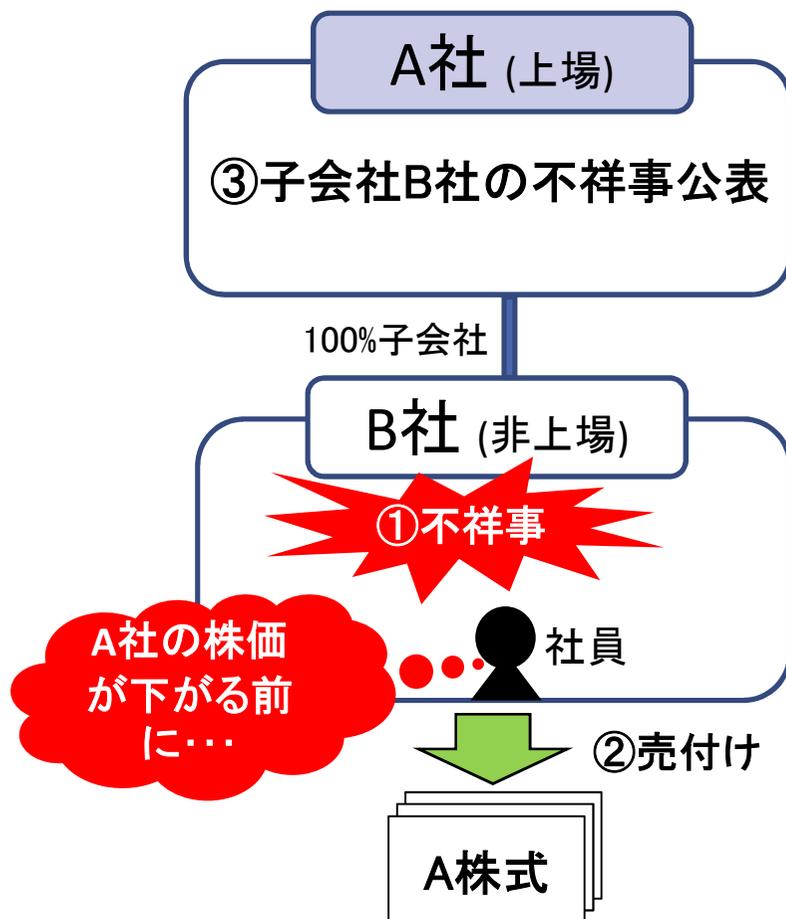
※1 再犯(過去5年以内)の場合は1.5倍

報告(調査開始前)した場合は0.5倍(※法人による自己株式の取得に係るもののみ)

※2 算定には「公表後2週間の最高値(安値)」を使用

## 7 不公正取引に係る調査(6/15)

### インサイダー取引勧告事例①(バスケット条項適用)

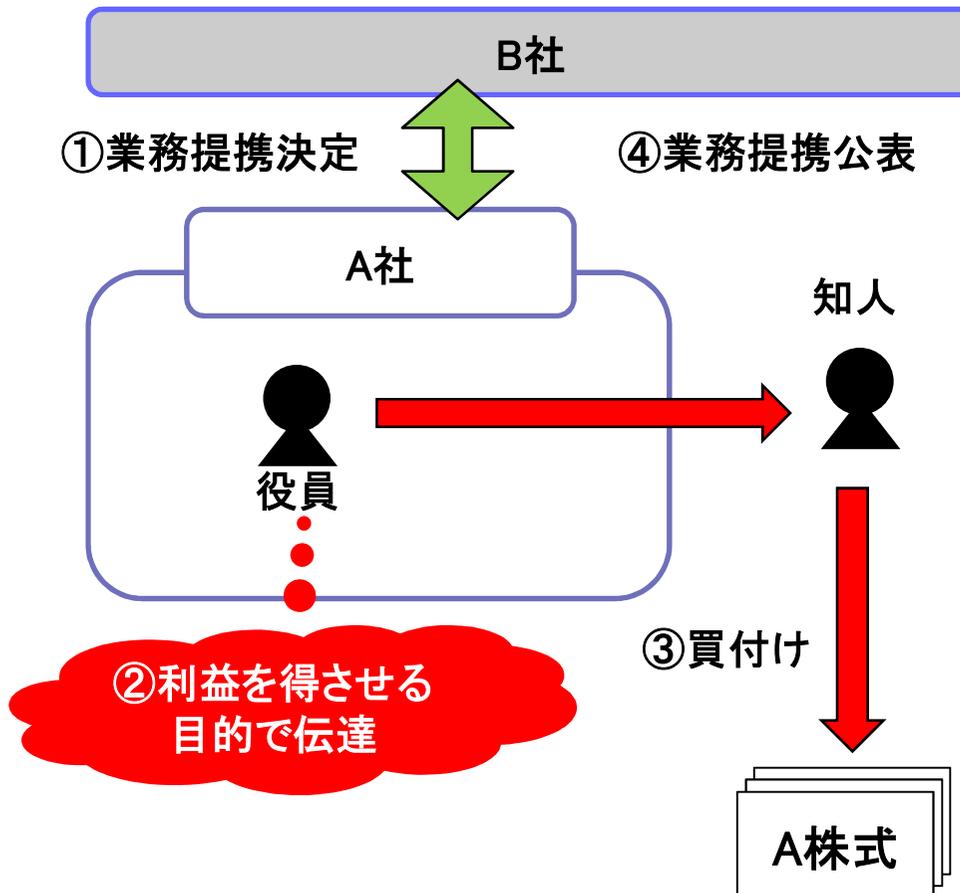


- **違反者**  
子会社の社員
- **事案の特徴等**  
非上場子会社の不祥事についても、重要事実(下記参照)であるとしてバスケット条項を適用。  
下記「子会社バスケット条項」を適用した初の勧告事案。
- **原因**  
親会社: 不祥事発生時、それが重要事実<sup>に該当するか</sup>について検討不足  
親・子とも: 重要情報の管理態勢が不十分  
親・子とも: 従業員の(自社)株売買管理が不十分

※子会社バスケット条項(金商法第 § 166 II ⑧)  
(重要事実<sup>は</sup>…)前三号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

## 7 不公正取引に係る調査(7/15)

### インサイダー取引勧告事例②(情報伝達違反行為)



- 違反者

①上場会社役員 ②上場会社役員の人

- 事案の特徴等

- ・ 上場会社役員による重要事実の伝達違反
- ・ 利益を得させる目的をもって未公表の重要事実を知人に伝達

- 背景

- ・ 上場会社役員としての規範意識に問題

会社関係者が他人に利益を得させる等の目的をもって未公表の重要事実等を伝達する行為や取引を推奨する行為を禁止。  
インサイダー取引に結びついた場合は、情報伝達者・取引推奨者も課徴金勧告の対象となる。  
(平成26年4月施行)

## 7 不公正取引に係る調査(8/15)

### インサイダー取引規制違反(公認会計士の場合)

刑事罰で懲役刑	公認会計士法上の欠格事由
公認会計士法上の行政処分	信用失墜行為 守秘義務違反 業務停止の実例あり
公認会計士協会による処分等	金融庁長官の行う懲戒処分の請求 会員及び準会員の権利の停止 実務補習所の退所処分 等
その他	所属監査法人等からの損害賠償請求

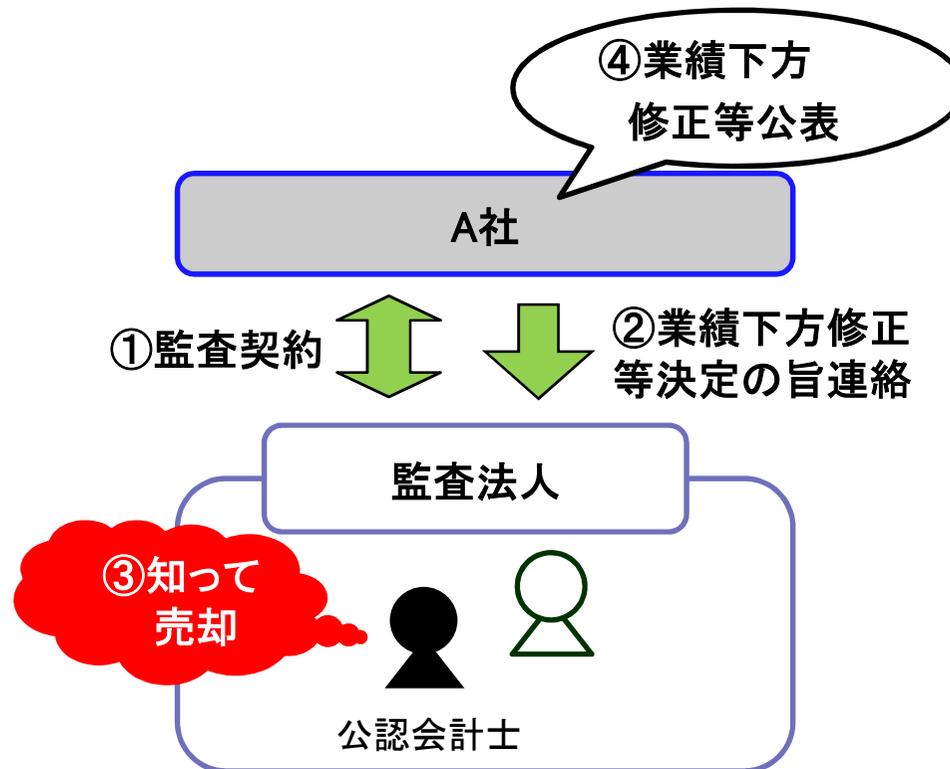
## 7 不公正取引に係る調査(9/15)

インサイダー取引に関して公認会計士(会員、準会員)に求められること

- 重要情報に接する機会の多い職業的専門家としての使命と責任を肝に銘じること
- 情報管理に万全を期し、情報伝達者とならないようにすること
- 情報伝達・取引推奨行為に対する規制を十分に理解すること  
※親戚、友人等にインサイダー取引を行わせないためにも重要
- 上場会社の監査に当たっては、重要事実該当事象に係る情報の管理の徹底と、速やかな公表を指導すること

## 7 不公正取引に係る調査(10/15)

### インサイダー取引勧告事例③(重要事実公表前に売付け)



- **違反者**  
公認会計士(監査法人職員)
- **事案の特徴等**

A社の業績下方修正決定等を知った担当公認会計士(監査法人職員)がA社の株を自己の計算において、当該事実の公表前に売付け(※)。  
※知人名義口座にて信用取引により売付け

#### 《「公表」成立のタイミング》

- ①法定開示資料の提出(T.D.net.)
  - ②2以上の報道機関に公開して12時間経過
  - ③有価証券報告書等の公衆縦覧
- ※自社HPへの掲載は、「公表」にならない。

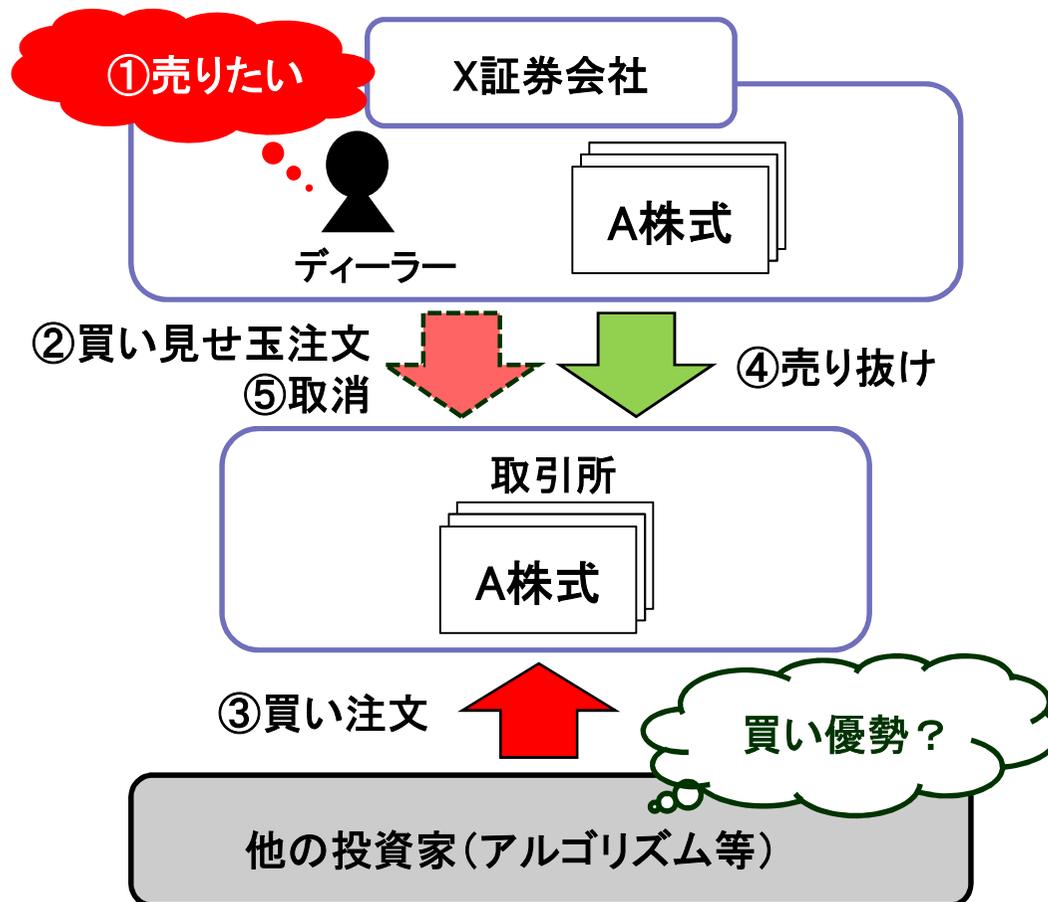
## 7 不公正取引に係る調査(11/15)

### ③ 相場操縦(159条 主な禁止行為)

<p>仮装・馴合 取引</p>	<p>取引が盛んに行われていると誤解をさせる等、取引の状況に関し、他人に誤解させる目的をもって行う売買</p>	<p>(例) 同一人が同一銘柄について同時期に売り注文と買い注文を発注</p>
<p>変動操作 取引</p>	<p>誘引目的をもって取引が繁盛であると誤解させるべき又は相場を変動させるべき一連の売買</p>	<p>(例) 価格を引き上げるため大量に買い注文を発注</p>
<p>違法な 安定操作 取引</p>	<p>一定の者以外による相場を固定又は安定させる目的をもって行われる一連の売買</p>	<p>(例) 相場下落防止のための買い注文</p>

## 7 不公正取引に係る調査(12/15)

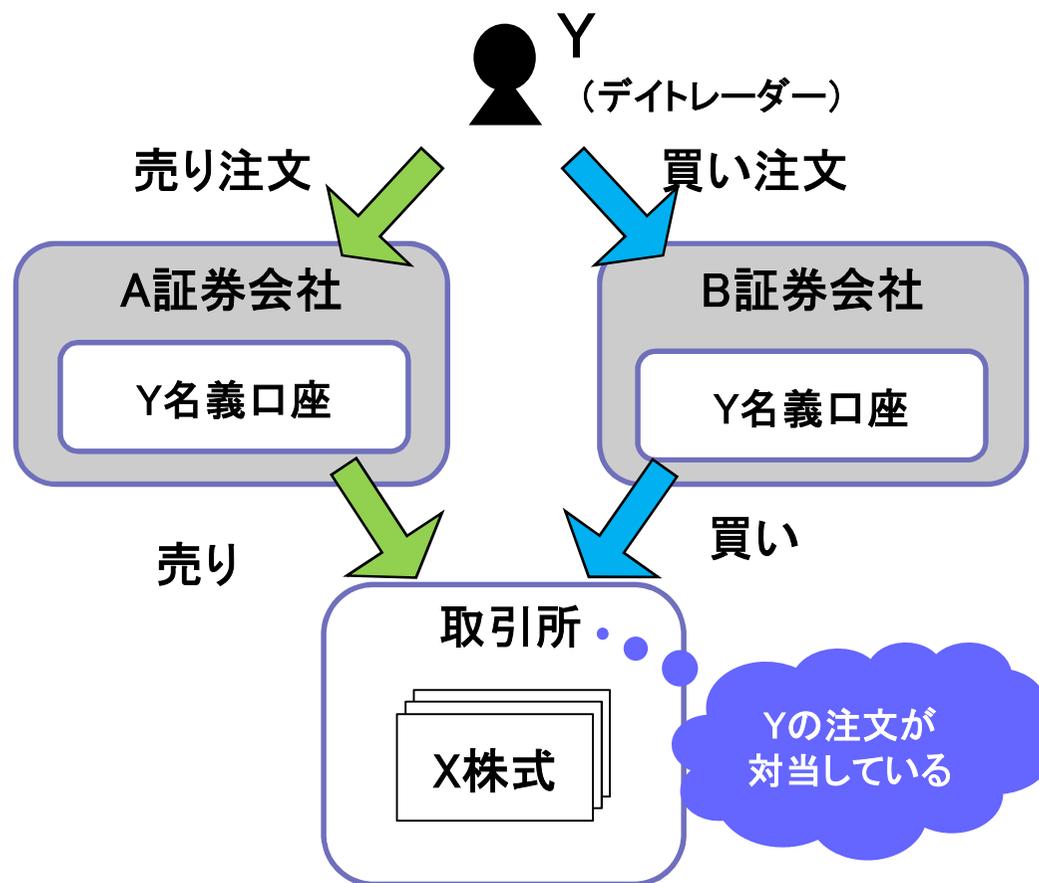
### 相場操縦勧告事例①(買い見せ玉利用による注文誘引)



- **違反者**  
X証券会社(※ディーラーが業務として取引)
- **事案の特徴等**
  - ・ 証券会社の自己売買取引において行われた相場操縦
  - ・ 買い付ける意思のない買い注文と取消しを繰り返すいわゆる「見せ玉」で、買い優勢の状況を作り出す
  - ・ 他の投資者(アルゴリズムなど)の買い注文を誘引し、自己勘定で保有していたA社株を高値で売却
- **背景**
  - ・ 自己ポジションに損失が発生
- **取引所とSESCが連携**
  - ・ 取引所より提供された情報も参考として実態を解明

## 7 不公正取引に係る調査(13/15)

### 相場操縦勧告事例② (複数証券会社を利用した対当売買)



- 違反者  
デイトレーダー
- 事案の特徴等
  - ・ 同一人が複数証券会社に分散して注文を出し、自己の売り注文・買い注文を対当させ、株価を引き上げた
  - ・ 引け間際に発注し、終値を形成

#### 【対当売買を見抜けるか】

- ・ 注文を受けた各証券会社では対当売買であることがわからない
- ・ しかし、取引所の売買審査や証券監視委の審査・調査では同一人による対当売買であることがわかる

## 7 不公正取引に係る調査(14/15)

### ④ 風説の流布、偽計等(158条)

有価証券等の売買等のため又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

課徴金	違反行為によって得た経済的利益相当額(※)
刑事罰	<p>10年以下の懲役 若しくは 1千万円以下の罰金又はその併科</p> <p>違反行為によって得た財産の没収・追徴</p> <p>7億円以下の罰金(法人の場合)</p>

※ 算定には「違反行為後1月間の最高値(安値)」を使用

## 7 不公正取引に係る調査(15/15)

### 風説の流布、偽計等告発事例



#### ● 嫌疑者

A(ウェブサイト主宰者)  
B(A共謀者)

#### ● 事案の特徴等

- 下記方法等により株価の高値を形成したうえで売却して売却益を得た。
- ウェブサイトに、株価が大きく上昇する可能性がある旨の虚偽の情報を記載し、風説を流布
- 偽計を用いて相場を変動  
(例) 高指値の買い注文を発注して  
株価を引き上げる

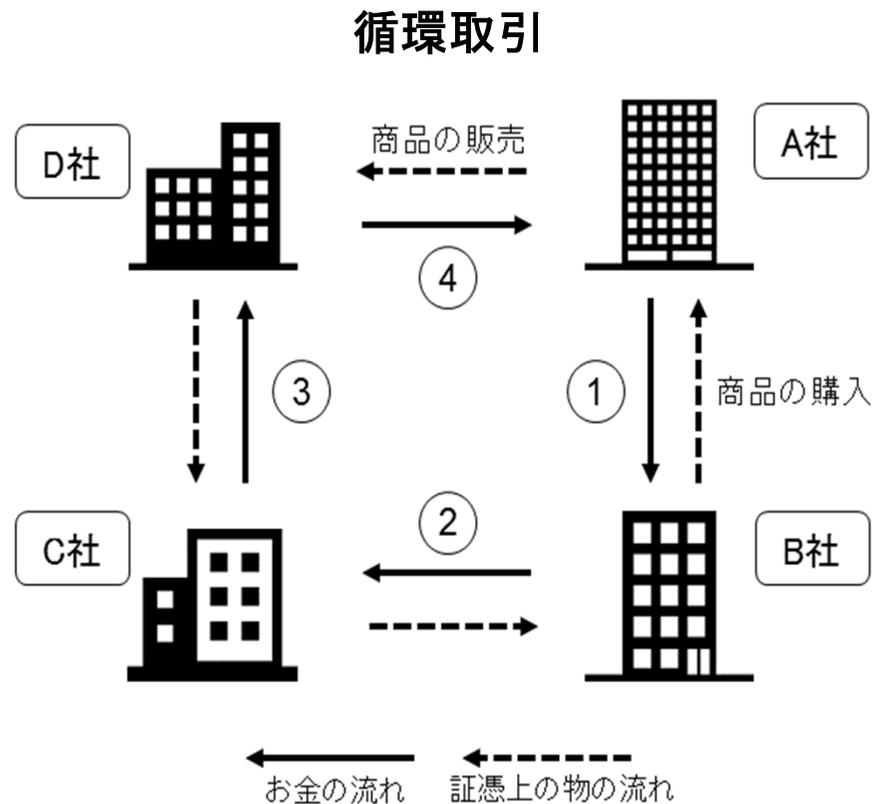
## 8 開示規制違反(1/5)

重要な事項につき虚偽記載、不記載のある書類を提出した者  
に対する罰則等

<p>課徴金</p>	<p>《発行開示書類》 取得させた有価証券の発行価額総額の100分の2.25(株券発行等の場合は100分の4.5)</p> <p>《継続開示書類》 600万円(1事業年度12ヶ月)又は市場価格総額に10万分の6を乗じた金額</p>
<p>刑事罰</p>	<p>10年以下の懲役 若しくは 1千万円以下の罰金又はその併料</p>

## 8 開示規制違反(2/5)

### 告発事例①(架空売上計上)



- **嫌疑者**  
上場企業、取締役、公認会計士
- **事案の特徴等**
  - ・ 犯則嫌疑法人の監査を行った公認会計士についても、粉飾行為への積極的な関与が認められたことから、告発にまで至った事案。
  - ・ 新規上場時の有価証券届出書における虚偽記載で告発を行ったのは、本件が初。
- **不適切な会計処理の概要**  
循環取引を利用した架空売上を計上。
- **根本原因**
  - ・ 業務執行取締役等のコンプライアンス意識の欠如
  - ・ 取締役会・監査役会の機能不全

## 8 開示規制違反(3/5)

### 告発事例②(純資産額の過大計上)

決算に係る虚偽有価証券報告書の提出につき、同法人及び役員、外部協力者を告発した事件。

犯則嫌疑者らは、共謀の上、損失を抱えた金融商品の簿外処理や架空ののれん代の計上などの方法により、純資産額合計額に虚偽の記載を行った有価証券報告書を提出。

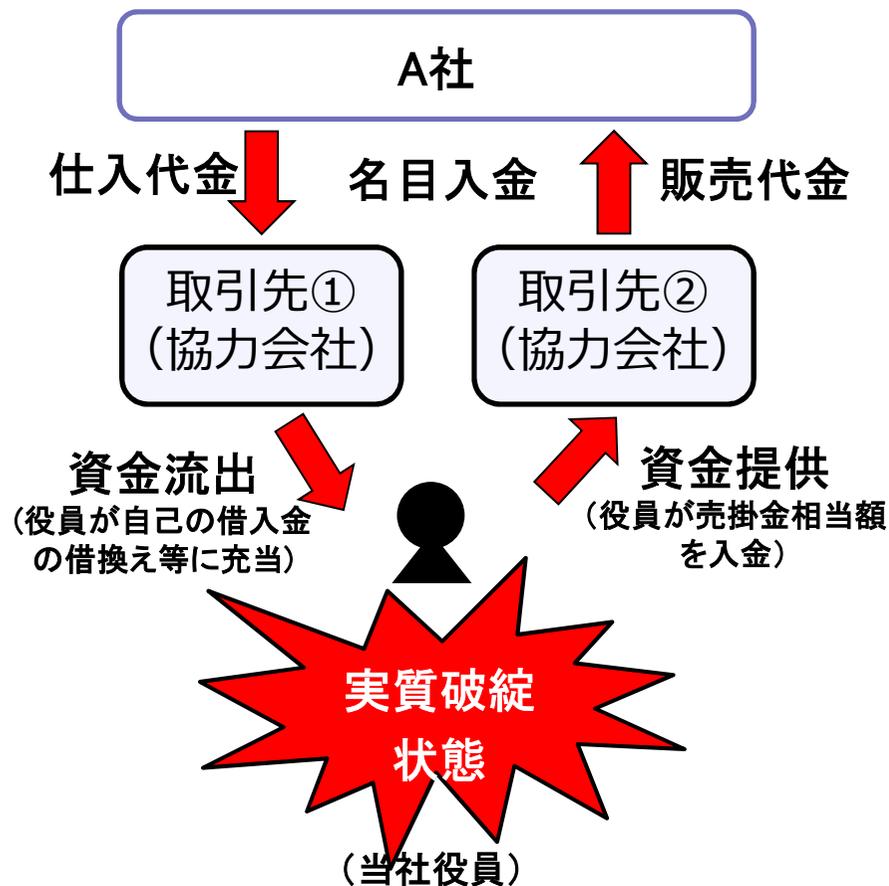
### 告発事例③(貸倒引当金繰入額の減額等)

決算に係る虚偽有価証券報告書の提出につき、同法人及び役員を告発した事件。

犯則嫌疑者らは、共謀の上、架空売上の計上・過年度貸倒引き当て処理済み債権の回収偽装による貸倒引当金繰入額の減額等により、計上利益、税金等調整前当期純利益、純資産に虚偽の記載を行った有価証券報告書を提出。

## 8 開示規制違反(4/5)

### 課徴金勧告事例①(貸倒引当金繰入額の過少計上)



#### ● 違反者

上場企業(A社)

#### ● 事案の特徴等

売買取引を装うなどして、実質破綻状態にあった当社役員に資金を流出させていたにもかかわらず、その流出資金について貸倒引当金を計上していなかった。

#### ● 不適切な会計処理の概要

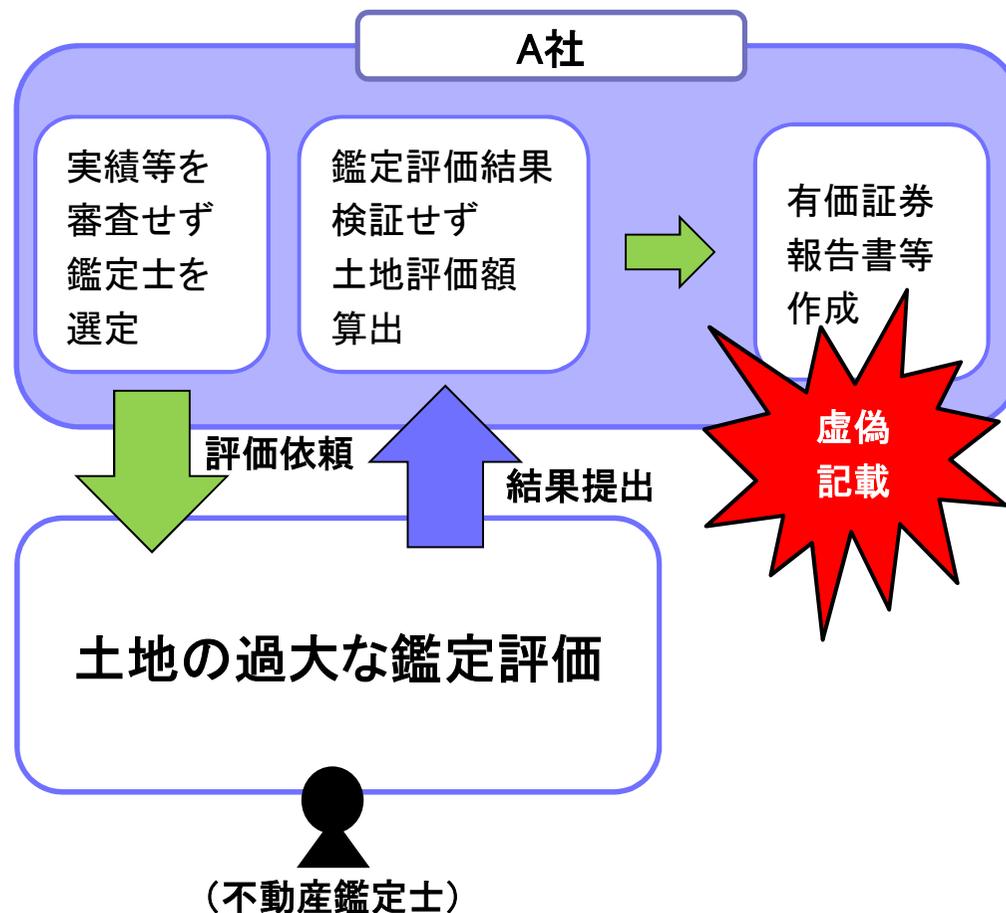
実質破綻状態にあった当社役員への流出資金について貸倒引当金繰入額を計上しなかった。

#### ● 根本原因

- ・ 当社役員のコンプライアンス意識の欠如
- ・ 内部統制機能不全(役員自らが不正、取締役会・監査役会も機能せず)

## 8 開示規制違反(5/5)

### 課徴金勧告事例②(たな卸資産の過大計上)



- **違反者**  
上場企業
- **事案の特徴等**  
所有不動産の鑑定評価を依頼していた不動産鑑定士が行った過大な鑑定評価結果に基づき、たな卸資産(販売用不動産)を過大に計上。例えば、宅地開発の実現可能性が低い「林地」を「宅地見込地」として評価するなど、不合理な前提条件で過大な鑑定評価を実施。
- **不適切な会計処理の概要**  
過大な鑑定評価結果に基づき、たな卸資産(販売用不動産)を過大に計上
- **根本原因**
  - ・ 取締役間のけん制不足、不動産開発担当部署と管理本部との間の連携不足
  - ・ 鑑定士選定に関する審査及び鑑定結果の検証不実施

## 9 不公正ファイナンス(1/5)

### 不公正ファイナンスとは

発行市場と流通市場の不適切な行為を組み合わせた不公正取引  
不特定多数の者の権利・財産を毀損させる行為  
市場や株主・投資者を騙す(欺く)行為

- ▶ 従来型の不公正取引はいずれも流通市場で発生
- ▶ 経営不振、資金繰り困難、上場廃止基準への抵触のおそれのある企業が、利用されている  
(例) 第三者割当増資等の繰り返し、正体不明者への割当て、  
支配権の移転、不透明な投融資(調達した資金の外部流出等)
- ▶ 会計監査人の交代を伴うケースも多い

## 9 不公正ファイナンス(2/5)

### ➤ 発生時期:株式の発行過程

(例)第三者割当増資の場合

公募増資に比べて第三者のチェックが入り難い

⇒不適切な行為とその隠蔽が発生するおそれがある

不適切な発行価格、発行数量 割当先選定の不適切性等

### ➤ 発生時期:株式の流通過程

・虚偽の情報開示(不開示)

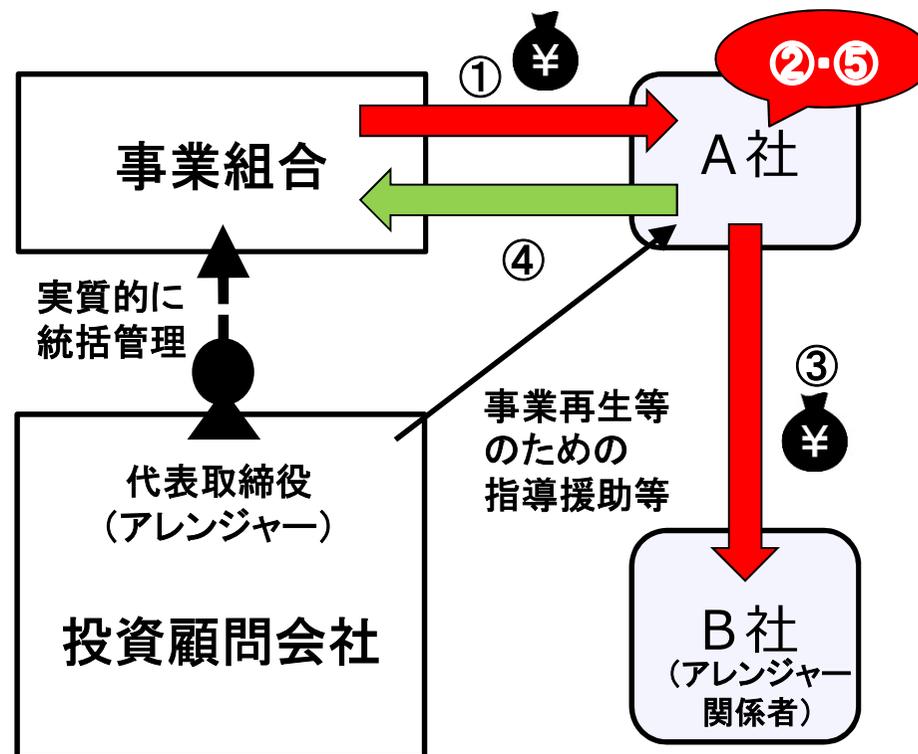
・不正に入手した株式の売却

・インサイダー取引による利益の獲得 等

反社会的勢力の関与等の問題が生じる場合がある

## 9 不公正ファイナンス(3/5)

### 告発事例①(第三者割当増資を悪用)

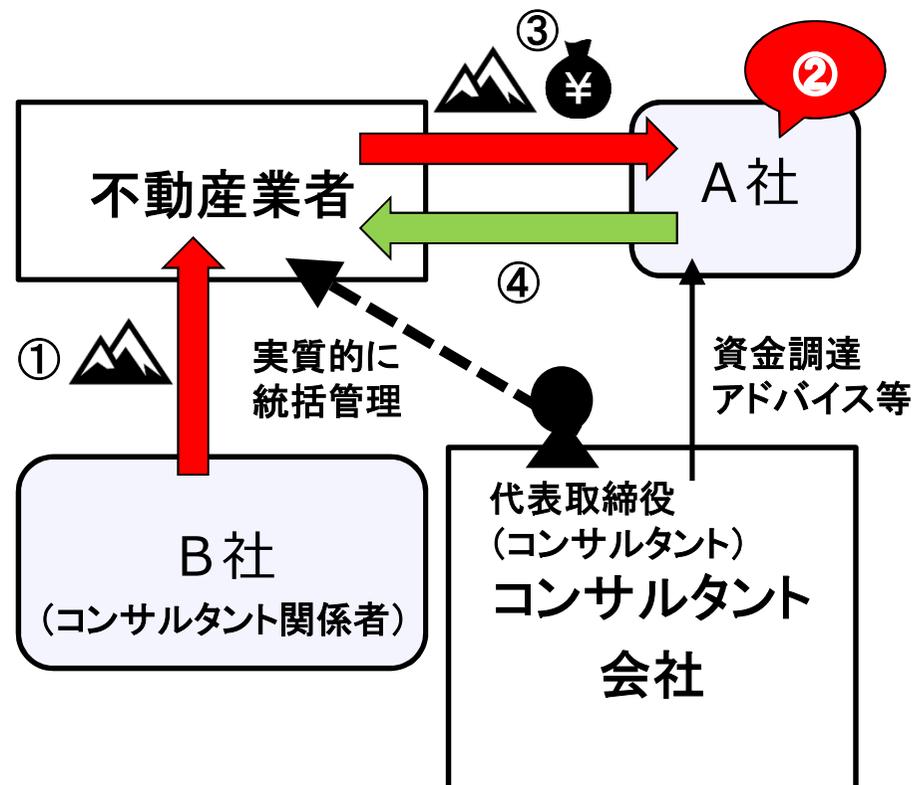


- **嫌疑者**  
アレンジャー
- **事案の特徴等**  
有価証券売買及び相場変動を図る目的をもって、偽計を用いた(虚偽の事実を公表)
- **虚偽の内容**  
アレンジャーがA社への第三者割当増資を、自己が支配する事業組合に引き受けさせた後、直ちに当該払込金を社外流出させるにもかかわらず資本増強が行われた旨。

- ①新株予約権行使に係る払込み
- ②適時開示「増資」
- ③ソフトウェア購入資金として社外流出(但し反対給付なし)
- ④株式付与
- ⑤適時開示「資本増強」

## 9 不公正ファイナンス(4/5)

### 告発事例②(偽事業計画等公表)



- **嫌疑者**  
A社代表取締役、コンサルタント
- **事案の特徴等**  
嫌疑者が共謀のうえ、A社の上場廃止回避及び有価証券売買のため、偽計を用いた(虚偽の内容を含む公表を実施)。
- **虚偽の内容**  
開発計画等の無い不動産を現物出資の対象とし、本件土地取得後の事業計画と、割当先が株式を原則として長期に保有する旨。

- ①不動産売買
- ②偽事業計画等公表
- ③不動産(過大評価)及び現金を出資
- ④株式付与

## 9 不公正ファイナンス(5/5)

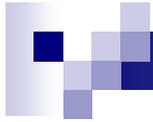
### 不公正ファイナンスへの取り組み事例

<p>開示規制充実・強化</p>	<p>発行数量の恣意性、発行価額の恣意性、割当先選定の恣意性への対応</p>
<p>第三者割当規制</p>	<p>希薄化率規制、発行価額の恣意性への対応、割当先選定の恣意性への対応</p>
<p>エクイティ・ファイナンスの品質向上</p>	<p>企業価値の向上に資する          既存株主の利益を不当に損なわない          市場の公平性・信頼性への疑いを生じさせない          適時・適切な情報開示により透明性を確保する</p>

# ご清聴有難うございました。

## ■ 免責事項

本資料は、閲覧される方のご理解を助けるために、一部事実を抽象化等している部分もあります点を予めご了承ください。



# 參考資料

## ① 開示制度における参考規定

(公認会計士又は監査法人による監査証明)

第九十三條の二 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者が政令で定めるもの(次条において「特定発行者」という。)が、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるもの(第四項及び次条において「財務計算に関する書類」という。)には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

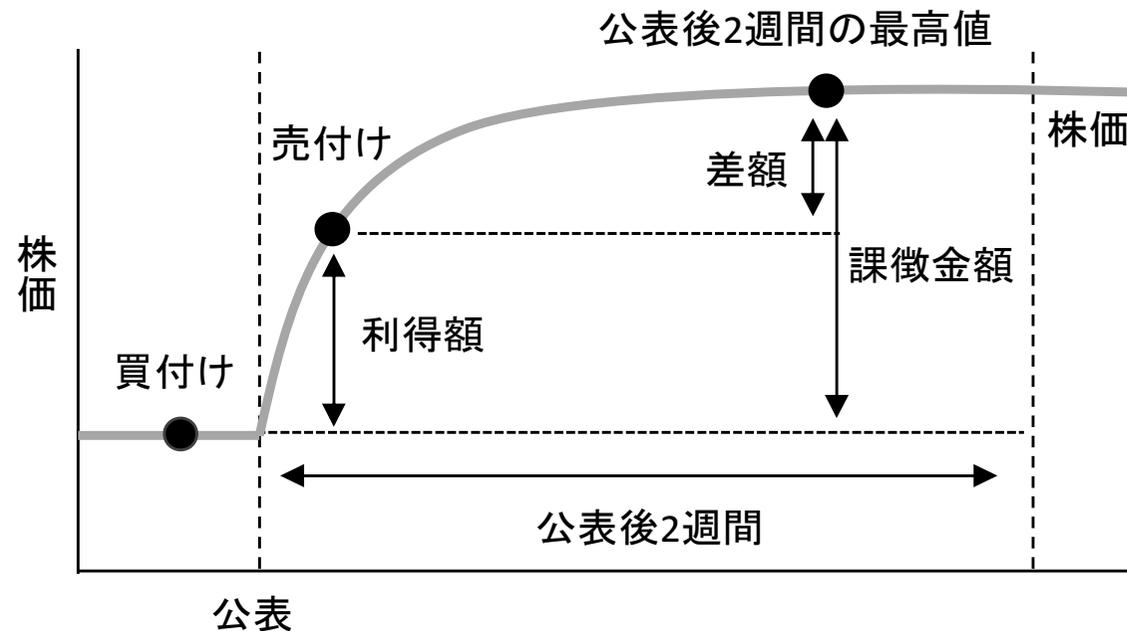
第一項第一号～第三号、第二項～第八項 (省略)

(法令違反等事実発見への対応)

第九十三條の三 公認会計士又は監査法人が、前条第一項の監査証明を行うに当たつて、特定発行者における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実(次項第一号において「法令違反等事実」という。)を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該特定発行者に書面で通知しなければならない。

第二項・第三項 (省略)

## ② インサイダー取引に係る課徴金額 イメージ図

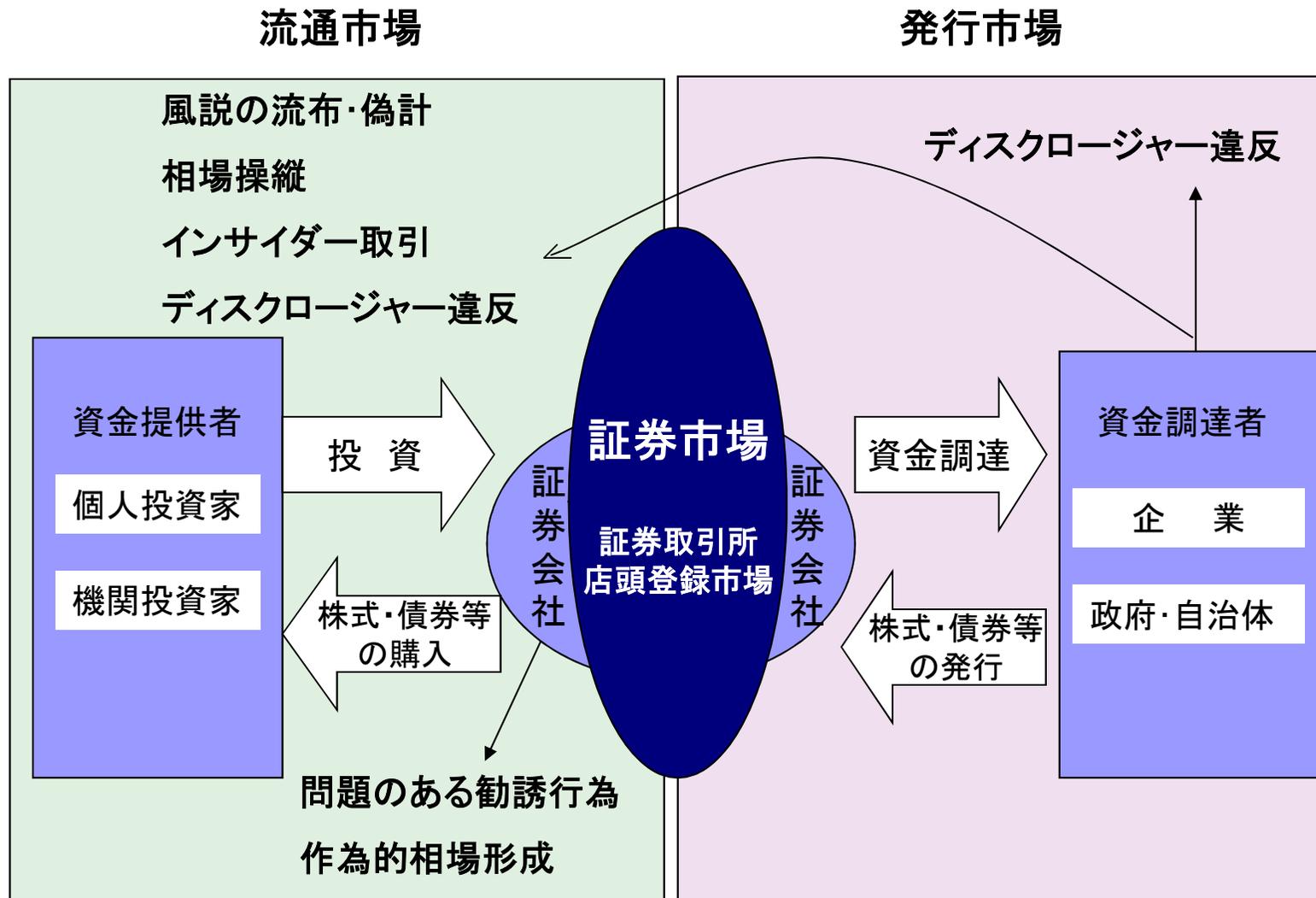


インサイダー取引により違反行為者が獲得した利得額等よりも高額な課徴金額が課された事例もある。

平成28年度において生じた、最大差額は約300万円。

※「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」(平成29年8月公表)より引用

### ③ 規制対象の発生市場 イメージ図



## ④ 用語解説(1/2)

### ▶ バasket条項(包括条項)

法166条第2項第1号から第3号(上場会社等の子会社)に関しては第5号から第7号)に規定している決定事実、発生事実、決算情報に該当する事実を除き、当該上場会社等(の子会社)の運営、業務または財産に関する重要な事実であって投資家の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。

### ▶ 見せ玉

相場操縦の一手法として、取引を誘引する目的をもって、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出し、約定する前に取り消す行為。

## (見せ玉 イメージ図)

見せ玉なし			見せ玉あり		
売り注文	値段	買い注文	売り注文	値段	買い注文
300	1006		300	1006	
100	1005		100	1005	
200	1004		200	1004	
200	1003		200	1003	
100	1002		100	1002	
200	1001		200	1001	
	1000	200		1000	200
	999	300		999	5,300
	998	200		998	5,200
	997	100		997	5,100
	996	500		996	5,500
	995	200		995	200
	994			994	
	993	300		993	300

996～999円に各5,000株  
の見せ玉(約定意思なし)

997円で買いたいけど、買い  
注文が多すぎて買えない…

仕方ない、1001円  
で注文出すか



他の投資家

これだけ買い需要が  
多いなら、きっと株価  
はあがるだろう。

## ④ 用語解説(2/2)

### ➤ 対当売買

同一銘柄について、自己の売り注文と自己の買い注文を同時期に同価格で約定させること。

### ➤ 風説の流布

有価証券の募集、売買等のため、もしくは相場の変動を図る目的をもって、風説(うわさ、合理的な根拠のない風評等)を流布(不特定又は多数の者に伝達)すること。

### ➤ 偽計

有価証券の募集、売買等のため、もしくは相場の変動を図る目的をもって、他人に錯誤を生じさせる詐欺的ないし不公正な策略、手段を用いること。

## ⑤ 証券監視委関連URL集



(H29.8公表)

金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～

<http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20170829.htm>

最近の金商法違反の不公正取引に関し勧告を行った事例について、その意義・特徴等の概要を取りまとめたもの。



(H29.10公表)

開示検査事例集

<http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20171003.htm>

最近の開示検査の取組み、開示検査で確認された不適正な会計処理やその根本原因等の概要を取りまとめたもの。



証券取引等監視委員会メールマガジン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>

最近の取組みや問題意識など市場へのメッセージを掲載。



情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/index.html>

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまで。